

只見町
地球温暖化対策実行計画

平成 20 年 2 月

只見町

☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

第 1 章 計画策定の背景と意義

- 1. 計画策定の背景
 - (1) 地球温暖化とは 1
 - (2) 予測される影響 2
 - (3) 世界及び日本における地球温暖化対策 3
- 2. 計画策定の意義 5

第 2 章 基本的事項

- 1. 計画の目的 6
- 2. 計画の期間 6
- 3. 計画の対象
 - (1) 対象物質 6
 - (2) 対象範囲 6

第 3 章 温室効果ガス総排出量の現状

- 1. 温室効果ガス総排出量の現状 8

第 4 章 計画の目標

- 1. 二酸化炭素排出量（CO₂）の削減目標 9
- 2. 個別目標 9

第 5 章 具体的な取組

- 1. 取組の方針 10
- 2. 取組内容 11

第 6 章 計画の推進・点検

- 1. 計画の推進・点検 13
- 2. 実行計画の公表 13
- 3. 計画の見直し 13

- 参 考 14

- 資 料 編 15～18

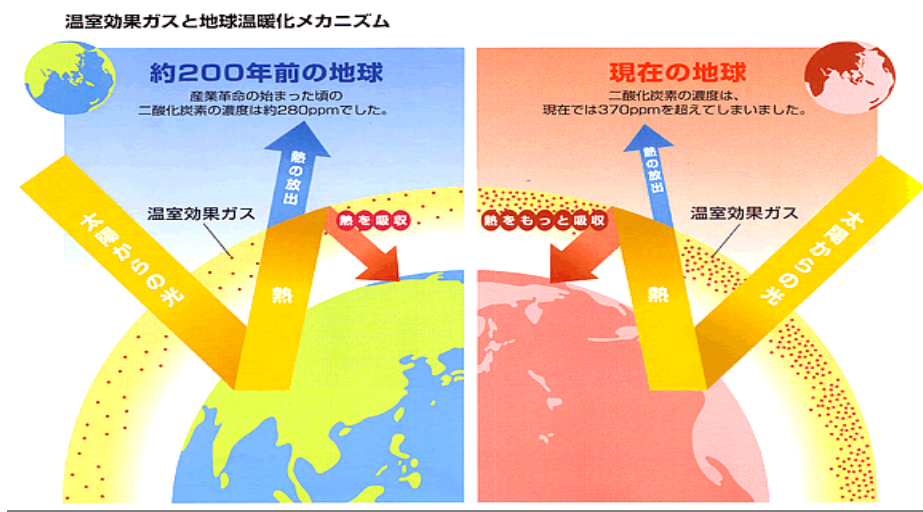
第1章 計画策定の背景と意義

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

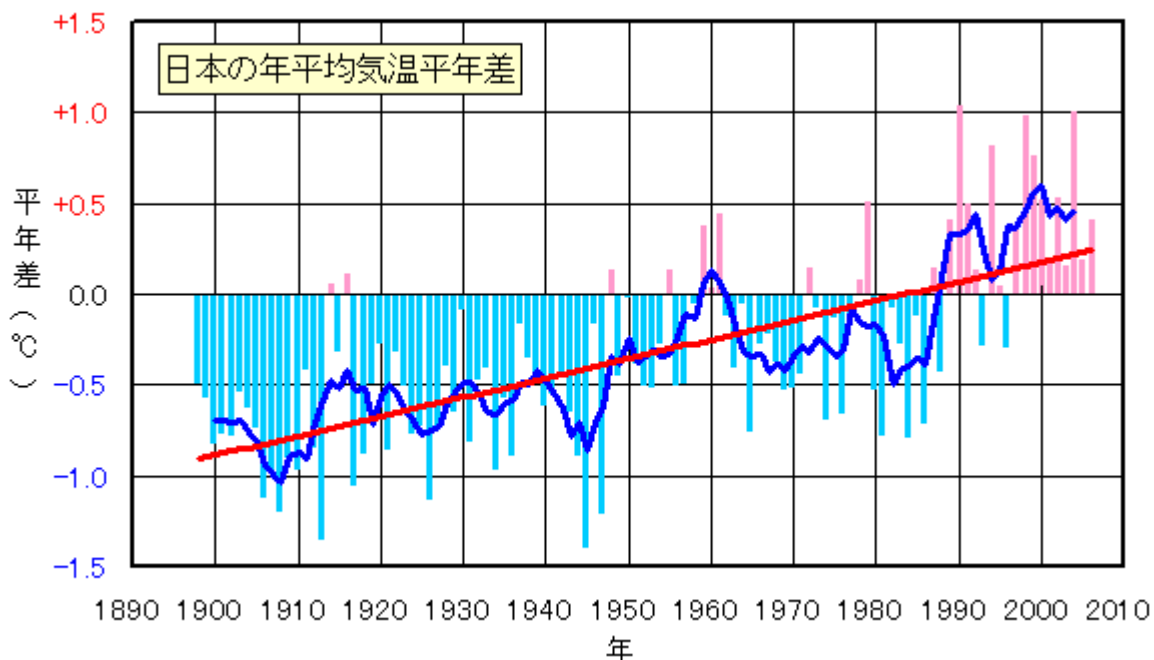
大気中にある二酸化炭素は、地球へ降り注ぐ太陽のエネルギーを蓄える性質があります。このような性質を持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素の他にも様々な種類があることがわかっています。これらのガスにより、地球は暑すぎず寒すぎない、ほぼ一定の温度に保たれています。

しかし、温室効果ガスの濃度が上がると、より多くのエネルギーが蓄えられるようになり、地表温度が必要以上に上がってしまいます。これが「地球温暖化」です。



産業革命以降、化石燃料の大量使用により二酸化炭素の排出量は急激に増加しています。そのため地球の気温は徐々に上昇する傾向にあり、IPCCのシミュレーションでは、今後約100年で1990年から1.4～5.8℃上昇すると予測されています。

日本における年平均気温の平年差



※ 気象庁の「経年変化2006」より

(2) 予測される影響

地球温暖化が進行した場合、地球規模で、深刻な影響が生じることが予測されています。これらの影響を軽減するためには、より早い段階で温室効果ガス排出量の削減策を実行に移す必要があります。

世界的な影響

異常気象：多雨と乾燥が両極端になる。多雨地域では台風、洪水が増加・激化し、乾燥地域では干ばつが増加する。

海面上昇：沿岸地域における洪水、高潮の被害が増える。海拔の低い土地が侵食・海没により失われる。

食糧生産への影響：異常気象や害虫が増加し、生産に被害を及ぼす。増産地域と減産地域ができるが、熱帯地域では減産となり食糧問題が深刻化する。

自然環境への影響：地域の動植物の構成が変化し、変化に追いつけない種が絶滅する。

健康への影響：媒介動物の生息範囲が拡大し、マラリア、デング熱などが増加する。また、熱波の増加により高齢者や貧困層の病気・死亡が増加する。

日本における影響

気温の上昇：年平均気温は、南日本で4℃、北日本で5℃上昇する。

水資源への影響：台風の本数は減少するが、勢力が増大し、洪水、高潮などの危険性が高くなる。

生態系への影響：3℃の気温上昇は、生態系分布が現在より緯度方向に約500km、標高では500m移動することに相当するため、動植物の分布域が変化し、気候の変化に対応できない動植物が育成できなくなる。

農業への影響：水稲で見ると、北日本で増収、西日本で減収となる。

沿岸域への影響：海面が現在より30cmまたは100cm上昇した場合、現存する砂浜のそれぞれ57%～90%が消失する。また、温暖化により海面が上昇すると高潮などの災害の危険が高くなる。

人の健康への影響：熱射病等の発生率や死亡率が増加するマラリアやデング熱等の媒介性感染症の危険地帯に入る。

公害との複合影響：渇水に伴う河川や湖沼の水質汚濁等、間接的に多くの公害問題が加速する。

(3) 世界及び日本における地球温暖化対策

地球温暖化を防止するため、国内外で様々な施策が進められています。

世 界	日 本
	<p>1990 <u>地球温暖化防止行動計画</u> 1990年(H2)10月、地球環境保全に関する関係閣僚会議で定めた日本最初の地球温暖化対策</p>
<p>気候変動に関する国際連合枠組み条約 1992年(H4)5月、第5回気象変動に関する政府間交渉(INC5)でまとめられた温暖化防止に向けた国際的枠組み条約。1994年(H6)3月に154ヶ国が署名し発効した。</p>	<p>1992</p>
<p>ベルリンマンデート 1995年(H7)4月、気候変動枠組み条約第1回締約国会議(COP1、ベルリン)で採択。COP3で数値目標を伴った議定書を採択することを約束した。</p>	<p>1995</p>
<p>京都議定書 1997年(H9)12月、COP3(京都)で採択。先進国が温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。</p>	<p>1997</p>
	<p>1998 <u>地球温暖化対策推進大綱</u> 地球温暖化対策推進本部が1998年(H10)6月に決定した。日本政府各省庁の地球温暖化対策を取りまとめたもの。 <u>地球温暖化対策の推進に関する法律</u> COP3を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。1998年(H10)10月に成立、1999年(H11)4月に施行。</p>
	<p>1999 <u>地球温暖化対策に関する基本方針</u> 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき定められた政府の温暖化対策に関する基本方針。1999年(H11)4月に閣議決定された。</p>
<p>ボン合意／マラケシュ合意 2001年(H13)7月のCOP6再開会合(ボン)及び11月のCOP7(マラケシュ)で、京都議定書を実施するために必要な京都メカニズムや遵守制度などの詳細なルールが合意された。</p>	<p>2001</p>
	<p>2002 <u>地球温暖化対策推進大綱(見直し)</u> 1998年(H10)の大綱を京都議定書締結のためにまとめなおした。2002年(H14)地球温暖化対策推進本部決定 <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(改正)</u> 京都議定書の実施を確保するため、京都議定書の国内担保法である同法の一部を改正した。 <u>京都議定書の締結(批准)</u> 2002年(H14)、国会の承認(5月)をうけ、政府は同年6月に京都議定書の受諾を閣議決定し国連に受諾書を寄託した。</p>
	<p>2005 <u>京都議定書の発効</u> 2005年(H17)2月の京都議定書の発効を受けて内閣総理大臣を本部長に推進本部を設置した。</p>

地球温暖化対策の推進のため、国際的には「京都議定書」が、また国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が規定されています。

「京都議定書」は、機構変動枠組み条約締約国会議で採択された国際協定で、この中で日本は2012年までに温室効果ガス排出量を1990年から6%削減することが義務付けられています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、京都議定書の国内担保法として制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務と取組が定められています。

京都議定書の概要

① 温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数値目標を設定

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄
数値目標	1990年を基準として、先進国全体で5%以上を削減する。 日本：-6%、米国：-7%、EU：-8%など
目標期間	2008年～2012年の5ヵ年
収集源	森林等への人為的活動による呼吸を、削減量として算定できる。

② 国際的に協調して目標を達成するための仕組み（京都メカニズム）を導入

① 排出量取引	先進国間で排出枠（割当排出量）をやりとり
② 同実施	先進国間の共同プロジェクトで生じた削減量を当時国間でやりとり
③ グリーン開発メカニズム	先進国と途上国の間の共同プロジェクトで生じた削減量の一部を当該先進国が獲得

地球温暖化対策の推進に関する法律の概要

国	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な地球温暖化対策の実施 ・排出抑制策の推進、関係施策の調整 ・地方公共団体の施策の支援 ・自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画の策定・公表 ・事業者、国民、民間の団体の活動の推進 ・調査・研究・国際協力の推進
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の温室効果ガス排出量を抑制するため、施策を推進する ・自らの事務事業における温室効果ガス排出量抑制計画の策定・公表
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動において温室効果ガスの排出抑制に努める ・国及び地方公共団体の施策への協力 ・事業活動における温室効果ガス排出抑制計画の策定、公表に努める
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において温室効果ガスの排出抑制に努める ・国及び地方公共団体の施策への協力

2 計画策定の意義

日本は、京都議定書で温室効果ガス排出量を 1990 年レベルから 6%削減することが義務づけられました。しかし、年々増加する傾向にある温室効果ガス排出量を削減させることは容易なことではありません。目標の達成に向けて、より多くの団体・個人が、主体的に温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、国、地方公共団体、事業者、国民が取り組むべき責務と取組が定められており、その中で地方公共団体は自らの事務事業における温室効果ガス排出抑制計画を策定し、公表することが義務づけられています。

町役場は、職員数や事業量から見て、地域でも規模の大きな事業主体といえます。そのため、町が実行計画を策定し実践することにより、地球温暖化対策の大きな効果が得られると考えられます。本計画を策定する効果としては、地球温暖化対策の側面、またその他の側面において以下のような点が挙げられます。

① 温室効果ガスの排出抑制

町自らの事務及び事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、町内の温室効果ガスの実質的な排出抑制につながります。

② 循環型社会の形成を促進

町が環境への負荷の少ない製品やサービスを計画的かつ継続的に導入することで、グリーン調達に関するマーケットを創出することができ、循環型社会の形成が促進されます。

③ 経費の削減

電気、燃料、紙、水などの使用などを抑制することは、事務経費の削減にもつながります。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、町の事務、事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための計画を策定するものです。

本計画に基づき町が率先して温室効果ガスの排出を抑制するための取組を実践し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

計画の期間は平成20年度から平成24年度までの5年間とします。
(温室効果ガス排出量を算出する基準年度は、平成18年度とします。)

3 計画の対象

(1) 対象物質

計画対象とする温室効果ガスは、法律では次の6物質(※表1)と規定していますが基本方針では、市町村の規模能力に応じた実行計画を策定することとしている(※)ことから、地球温暖化への直接影響が約9割以上を占める二酸化炭素を対象として、その削減を目指します。

(2) 対象範囲

対象範囲は、町が地方公共団体として行う全ての事務・事業(※表2)とします。
なお、外部(広域組合、公社、民間企業等)へ委託している事業(施設の管理運営を含む)については、原則として計画の対象外とします。

なお、本来であれば、役場全体から排出される一般廃棄物(ゴミ)も算定の対象であるが、広域組合で一括処分しており、正確な処理量が算定できないためこの計画の中では調査対象としません。

表1

I	二酸化炭素 (CO ₂)
II	メタン (CH ₄)
III	一酸化二窒素 (N ₂ O)
IV	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
V	パーフルオロカーボン (PFC)
VI	六フッ化硫黄 (SF ₆)

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、6物質(表1)が温室効果ガスとして削減の対象となっています。しかし同法に基づく策定マニュアルでは「人口の少ない市町村(例えば、人口5万人以下の市町村などは(中略)二酸化炭素の排出量を把握し、その他の温室効果ガスについてはできる範囲で把握する」とされており、本町はこの規模に該当することから、本計画では対象を二酸化炭素のみとし、重点的な対策をとることとした。

表 2

課 等	施 設 名
議 会 事 務 局	公用車
総 務 課	役場庁舎、公用車、など
産 業 振 興 課	森の分校ふざわ、そば道場、つつじヶ丘公園、宮渕トイレ、黒谷トイレ、公用車、など
環 境 整 備 課	集排各施設及び各ポンプ、簡易水道施設及び各ポンプ、スノーステーション、橋梁電気代、公用車、など
町 民 生 活 課	防犯灯、消防屯所、公用車、など
保 健 福 祉 課	保健福祉センター、公用車、など
診 療 所	施設、医師住宅、訪問介護ステーション、公用車、など
只見地区センター	施設、公用車、など
朝日地区センター	施設、公用車、など
明和地区センター	施設、公用車、布沢簡易郵便局、など
只見保育所	施設、など
朝日保育所	施設、など
明和保育所	施設、など
教 育 委 員 会	小学校（只見・朝日・明和）、中学校（只見・朝日・明和）、 亀岡多目的広場、会津ただみ考古館、町民プール、雨堤体育館、給食センター、町下グラウンド、教育委員会施設、成法寺、五十嵐家、 公用車、など

※ 18年度の調査のため、現在の施設と若干異なります。

※ 対象施設については第2章 3-(2)による。

第3章 温室効果ガス総排出量の現状

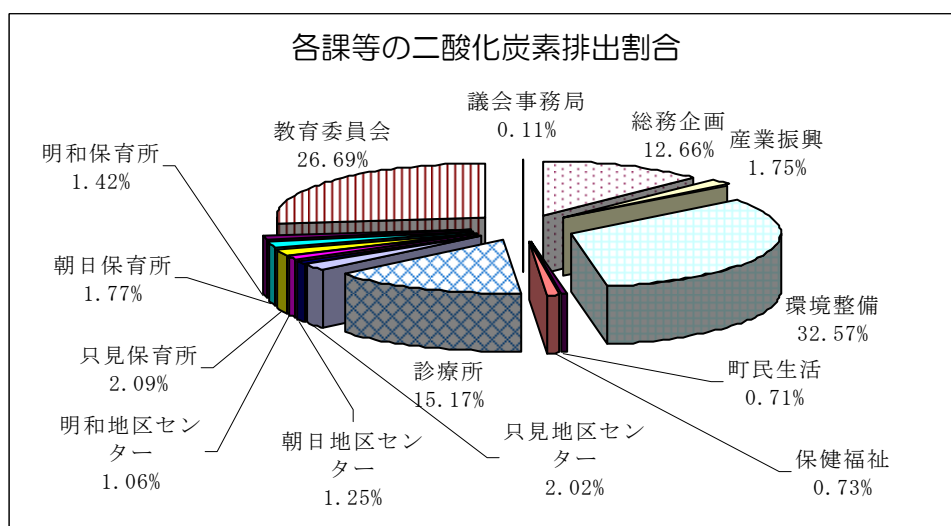
只見町の所有・管理する公共施設における温室効果ガス総排出量は、以下のとおりでした（※調査結果の詳細は、巻末「資料：課等における二酸化炭素の排出量(18年度)」に掲載）。

【温室効果ガス総排出量（基準年度：平成18年度）】

1,557,380.38 kg/CO₂

表3-1 温室効果ガス排出量 (CO₂・平成18年度)

課 等	温室効果ガス排出量	割合（％）
議 会 事 務 局	1,772.40 kg/CO ₂	0.11
総 務 企 画	197,096.60 kg/CO ₂	12.66
産 業 振 興	27,259.30 kg/CO ₂	1.75
環 境 整 備	507,315.70 kg/CO ₂	32.57
町 民 生 活	11,001.50 kg/CO ₂	0.71
保 健 福 祉	11,354.70 kg/CO ₂	0.73
診 療 所	236,274.80 kg/CO ₂	15.17
只見地区センター	31,453.10 kg/CO ₂	2.02
朝日地区センター	19,455.20 kg/CO ₂	1.25
明和地区センター	16,567.70 kg/CO ₂	1.06
只見保育所	32,554.90 kg/CO ₂	2.09
朝日保育所	27,574.30 kg/CO ₂	1.77
明和保育所	22,044.10 kg/CO ₂	1.42
教 育 委 員 会	415,656.08 kg/CO ₂	26.69
合 計	1,557,380.38 kg/CO ₂	100.00



第4章 計画の目標

1 二酸化炭素排出量(CO₂)の削減目標

本計画における温室効果ガス排出量(CO₂)の削減目標を、以下のように定めます。

【目標】

二酸化炭素の排出量(CO₂)を、平成24年度までに、平成18年度に対し6%削減する。

表4-1 二酸化炭素排出量の目標

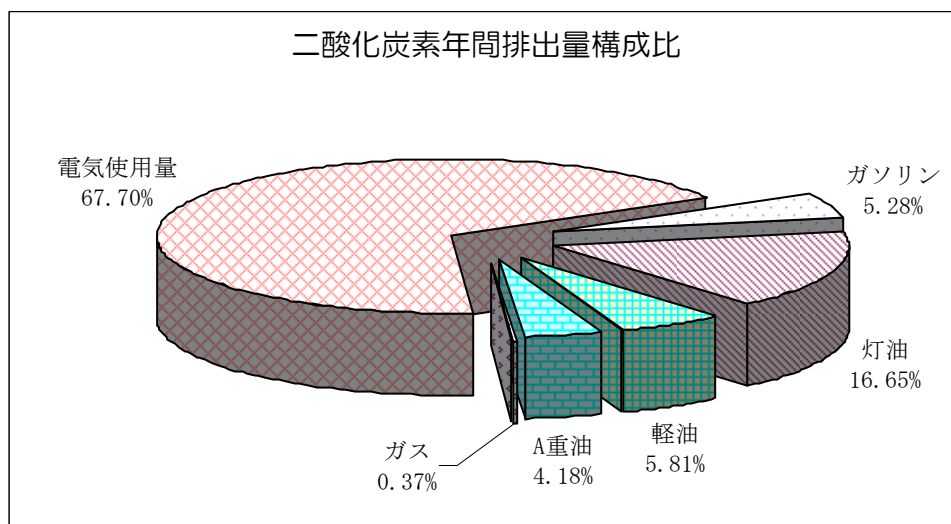
	現 状 (平成18年度)	目 標 (平成24年度)	削 減 率
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	1,557,380.38	1,463,937.56	6%

2 個別目標

二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、二酸化炭素の排出に係る活動に対し、個別の削減目標を以下のように設定しました。

表4-2 二酸化炭素排出量の削減に係る目標

	現 状 (平成18年度)	目 標 (平成24年度)	
		削 減 目 標	削減量(6%)
電 気 使 用 量	3,111,806.00 kwh	2,925,097.64 kwh	186,708.36 kwh
ガ ス (L P G) 使 用 量	966.50 m ³	908.51 m ³	57.99 m ³
燃料使用量(公用車等)	69,987.11 ℓ	65,787.88 ℓ	4,199.23 ℓ
燃料使用量(暖房等用)	128,190.60 ℓ	120,499.16 ℓ	7,691.44 ℓ



第5章 具体的な取組

1 取組の方針

温室効果ガスの排出を抑制し、温室効果ガス排出量削減目標を達成するため、町が地方公共団体として行う事務及び事業に係る具体的な取組を定めて実践します。

(1) 事務活動に係る取組について

日常的な事務活動や施設管理においては、省エネルギー型設備・機器の積極的な導入や、省エネルギー行動の徹底により温室効果ガス排出量の削減を図ります。

また、物品については、調達から使用、廃棄に至るまでの全ての段階を通して、詰替型商品など環境に配慮した物品の優先的な購入や、使用量の抑制、廃棄前のリサイクルなど、直接・間接的に地球温暖化対策に資する取組をすすめます。

【 取組分野 】

冷房、照明、OA機器、電化製品、車両燃料、その他(紙、水、廃棄物)

(2) 事業活動に係る取組について

建設事業においては、設計、施行、建設廃棄物の処理に至る各段階を通じて環境に配慮するよう努め、省エネルギー設備の導入、建設廃棄物の適正処理等をすすめます。また、その他事業でも環境に配慮した活動となるよう努めます。

町が主催するイベント等では地球温暖化防止の取組をすすめるとともに、取組を通じて来場者への啓発に努めます。

【 取組分野 】

建設事業、その他(イベント等)

2 取組内容

基本方針	実施項目		具体的な活動
省資源・省エネルギーの推進	・冷暖房	冷暖房の運用	<ul style="list-style-type: none"> ・設定温度は冷房 28℃、暖房が 20℃とする。 ・夏季はノーネクタイ、ノー上着を推奨する。 ・フィルター等は、定期的に清掃する。
	・照明	照明の使用・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは原則的に消灯し、受付等の最低限の場所のみ点灯する。 ・通路・階段等の共有部分で、通行・作業に支障のない場所は点灯しない。 ・トイレ、会議室、給湯室等は退室時に必ず消灯する。 ・始業前、始業後は、執務に必要な最低限の範囲のみ点灯する。 ・作業に十分な自然光が確保できる場所では、点灯しない。 ・照明器具は、定期的に清掃する。
	・OA機器、電化製品	OA機器・電化製品の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器は省電力設定にする。 ・退庁時には、できる限り電化製品のプラグを抜く。 ・コピー機はミスコピーを防ぐため、使用後に設定をリセットする。
		OA機器・電化製品の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・OA機器・電化製品の更新時(リースを含む)には、省エネ型機器の採用をすすめる。
	・車両	交通手段の見直しとエコドライブ	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを徹底する。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・車には不要な荷物を積んだままにしない。 ・経済速度(一般道路 40Km、高速道路 80Km)で運転する。 ・近距離の移動は、自転車を利用する。 ・通勤における徒歩、自転車の利用を推奨する。
		車種の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・車の購入時には、低公害車、低燃費車の導入を進める。
・水、給湯施設	水、給湯施設の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・食器類の洗浄は、ため洗いで行う。 ・給湯設備の温度設定を用途により定める。 ・飲料用に使用のお湯は、水から沸かさず給湯器を利用するよう心がける。 	

廃棄物の削減とリサイクル	・紙	紙使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内 LAN を活用し、不要な印刷は避ける。 ・庁内で用いる紙には、再生紙の導入を図る。 ・用紙の裏面利用を徹底する。 ・会議資料・内部資料の簡素化に努める。 ・庁内の会議では、封筒を配布しない。 ・配布物は、原則として両面印刷にする。 ・外注印刷物には、再生紙の使用と両面印刷を指定する。
	・廃棄物	廃棄物の削減・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品はできるだけ使用しない。 ・備品は長期にわたって利用できるような配慮する。 ・物品はできるだけ共同で使用する。 ・分別回収ボックスを設置する。 ・納入物品等の包装は、簡素化を要請する。 ・納入業者に対して不要な包装を控えるように要請する。 ・不要な包装材・梱包材は業者に引取りを依頼する。
公共施設の建築等における環境配慮	・建 物	建築物の設計・施工	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱性、気密性の高い設計とし、冷暖房に係るエネルギーを削減する。 ・省エネルギー型照明を採用する。 ・採光に配慮した設計とする。 ・雨水貯留槽等を設置し、雨水の有効利用に努める。 ・再生資材などの環境負荷の少ない建設材を採用する。 ・耐久性の高い材料、工法を採用し、長寿命化に努める。
		建設廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の再生資源化を図る。 ・分別排出により、建設廃棄物の再生利用を図る。 ・熱帯材型枠の使用抑制に努める。
	・その他	イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・配布物、販売物の過剰包装を抑え、廃棄物の抑制に努める。 ・再生材を積極的に利用し、そのことを来場者に周知・啓蒙する。 ・分別ゴミ箱を設置し、廃棄物の再資源化に努める。

第6章 計画の推進・点検

1 計画の推進・点検

各所属では、随時、計画の実施状況の把握、点検、評価を行い、計画の推進と改善のための検討を行います。

各職員は、計画への主体的な取組み、環境保全活動への積極的な参加を心がけます。

2 実施計画の公表

全庁的な点検、評価結果について、毎年実施し温室効果ガスの総排出量に関する数値目標とその達成状況について、町広報誌やホームページ等で公表する。

3 計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や推進状況をもとに、必要に応じて計画の見直しを行います。

地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成10年10月9日法律第117号)

最終改正：平成17年8月10日法律第93号

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

課等における二酸化炭素の排出量(平成18年度)

議会事務局

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガソリン	126.1 ㍓	292.5 kg	16.5 %
灯油	0	kg	%
軽油	565.0 ㍓	1,479.9 kg	83.5 %
A重油	0	kg	%
LPガス	m ³	kg	%
電気使用量	kwh	kg	%
合 計		1,772.4 kg	100.0 %

総務企画課

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガソリン	9,103.8 ㍓	21,136.4 kg	10.7 %
灯油	9,742.1 ㍓	24,252.5 kg	12.3 %
軽油	765.0 ㍓	2,003.7 kg	1.0 %
A重油	24,000.0 ㍓	65,031.1 kg	33.0 %
LPガス	61.0 m ³	366.0 kg	0.2 %
電気使用量	223,034.0 kwh	84,306.9 kg	42.8 %
合 計		197,096.6 kg	100.0 %

産業振興課

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガソリン	6,935.9 ㍓	16,102.8 kg	59.1 %
灯油	0	kg	%
軽油	14,460.0 ㍓	2,922.0 kg	10.7 %
A重油	0	kg	%
LPガス	100.5 m ³	603.1 kg	2.2 %
電気使用量	20,189.0 kwh	7,631.4 kg	28.0 %
合 計		27,259.3 kg	100.0 %

環境整備課

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガソリン	8,701.6 ㍓	20,203.1 kg	4.0 %
灯油	0	kg	%
軽油	14,460.0 ㍓	37,874.3 kg	7.5 %
A重油	0	kg	%
LPガス	m ³	kg	%
電気使用量	1,188,461.0 kwh	449,238.3 kg	88.6 %
合 計		507,315.7 kg	100.0 %

課等における二酸化炭素の排出量(平成18年度)

町民生活 課

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	2,183.8 ℓ	5,070.5 kg	46.1 %
灯 油	60.0 ℓ	149.4 kg	1.4 %
軽 油	1,254.9 ℓ	3,287.2 kg	29.9 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	m ³	kg	%
電 気 使 用 量	6,599.0 kwh	2,494.4 kg	22.7 %
合 計		11,001.5 kg	100.0 %

保健福祉 課

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	3,753.2 ℓ	8,713.7 kg	76.7 %
灯 油	ℓ	kg	%
軽 油	961.8 ℓ	2,519.0 kg	22.2 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	m ³	kg	%
電 気 使 用 量	322,708.0 kwh	122.0 kg	1.1 %
合 計		11,354.7 kg	100.0 %

診療所

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	1,727.5 ℓ	4,010.7 kg	1.7 %
灯 油	3,697.0 ℓ	9,203.6 kg	3.9 %
軽 油	ℓ	kg	%
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	29.5 m ³	177.0 kg	0.1 %
電 気 使 用 量	589,639.0 kwh	222,883.5 kg	94.3 %
合 計		236,274.8 kg	100.0 %

只見地区センター

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	119.6 ℓ	278.6 kg	0.9 %
灯 油	7,500.0 ℓ	18,671.1 kg	59.4 %
軽 油	ℓ	kg	%
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	80.0 m ³	480.0 kg	1.5 %
電 気 使 用 量	31,808.0 kwh	12,023.4 kg	38.2 %
合 計		31,453.1 kg	100.0 %

課等における二酸化炭素の排出量(平成18年度)

朝日地区センター

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	151.2 ℓ	350.6 kg	1.8 %
灯 油	4,100.0 ℓ	10,206.9 kg	52.5 %
軽 油	44.0 ℓ	115.2 kg	0.6 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	47.0 m ³	282.0 kg	1.4 %
電 気 使 用 量	22,488.0 kwh	8,500.5 kg	43.7 %
合 計		19,455.2 kg	100.0 %

明和地区センター

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	270.9 ℓ	629.2 kg	3.8 %
灯 油	3,596.0 ℓ	8,952.2 kg	54.0 %
軽 油	50.0 ℓ	131.0 kg	0.8 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	24.7 m ³	150.0 kg	0.9 %
電 気 使 用 量	17,739.0 kwh	6,705.3 kg	40.5 %
合 計		16,567.7 kg	100.0 %

只見保育所

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	ℓ	kg	%
灯 油	9,700.0 ℓ	24,148.0 kg	74.2 %
軽 油	53.1 ℓ	138.8 kg	0.4 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	166.0 m ³	996.1 kg	3.1 %
電 気 使 用 量	19,238.0 kwh	7,272.0 kg	22.3 %
合 計		32,554.9 kg	100.0 %

朝日保育所

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	ℓ	kg	%
灯 油	8,710.0 ℓ	21,683.4 kg	78.6 %
軽 油	29.0 ℓ	76.0 kg	0.3 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	158.0 m ³	948.1 kg	3.4 %
電 気 使 用 量	12,875.0 kwh	4,866.8 kg	17.6 %
合 計		27,574.3 kg	100.0 %

課等における二酸化炭素の排出量(平成18年度)

明和保育所

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	ℓ	kg	%
灯 油	6,000.0 ℓ	14,936.9 kg	67.8 %
軽 油	80.0 ℓ	209.5 kg	1.0 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	129.4 m ³	774.1 kg	3.5 %
電 気 使 用 量	16,200.0 kwh	6,123.6 kg	27.8 %
合 計		22,044.1 kg	100.0 %

教育委員会

種 別	年 間 消 費 量	二酸化炭素年間排出量	構 成 比
ガ ソ リ ン	2,363.1 ℓ	5,486.1 kg	1.3 %
灯 油	51,085.5 ℓ	127,177.7 kg	30.6 %
軽 油	15,172.0 ℓ	39,739.2 kg	9.6 %
A 重 油	ℓ	kg	%
L P ガ ス	170.4 m ³	1,020.1 kg	0.2 %
電 気 使 用 量	640,828.0 kwh	242,233.0 kg	58.3 %
合 計		415,656.1 kg	100.0 %